

令和6年9月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年9月17日（火） 午後2時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司、笠井智佳、松嶋康博、服部直美）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化財課長（大窪隆仁）、総務課副参事兼行政・法務グループリーダー（岡田千明）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 報告事項

- （1）委任及び補助執行の運用の見直しについて（教育総務課）
- （2）学校再編準備委員会の進捗状況について（教育政策課）
- （3）中学生ピロリ菌検査実施について（学校教育課）
- （4）令和7年度幼稚園・小中学校の4月当初の予定について
（学校教育課・教育指導課）
- （5）鈴鹿市における小中一貫教育ビジョンの策定に向けて（教育指導課）
- （6）第31回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会及び第30回重要無形文化財保持団体秀作展「－日本の伝統美と技の世界－」について（文化財課）

6 その他

- （1）令和6年10月教育委員会定例会の開催について

7 傍聴人2名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年9月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、服部委員にお願いいたします。

（教育長）それでは、報告事項に入ります。報告事項1番目の「委任及び補助執行の運用の見直しについて」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の1番目、「委任及び補助執行の運用の見直しについて」説明させていただきます。本報告は現在、本市におきまして内部の各機関の権限につきまして、全庁的な見直しをおこなっておりますことから、教育委員会におきまして説明させていただくものでございます。資料の1ページを御覧ください。1番の「趣旨等」でございます。地方公共団体の執行機関は、首長部局と各行政委員会からなっておりますが、組織の合理化及び行政能率の向上を実現する趣旨から、地方自治法には、事務委任や補助執行の制度が設けられております。本市におきましても、当該制度を活用して一部の事務について、長期にわたり委任や補助執行を運用してまいりましたが、機構改革等による組織の改編を重ねる中で、その運用が組織の形態に合わなくなっており、その権限や責任の所在が分かりにくいといった弊害も生じている状況にあります。こうしたことから、全庁的に運用の見直しを行っているものでございます。

次に2番目、「問題点及び見直しの方向性等」でございますが、大きくは2つあります。まず、(1)の「組織と権限の整合化」でございます。本市におきましては、平成28年4月に職務権限の特例条例を施行し、スポーツに関する事務と文化に関する事務を教育委員会から市長に移管しております。その後、令和元年の法改正により、図書館や博物館などの社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に係る事務及び文化財の保護に関する事務についても移管することが可能となりました。現在、本市におきましては、これらの2つの事務につきましては職務権限の特例を適用しておりません。しかしながら、市長部局で補助執行をしている現状からすれば、教育委員会から市長に職務権限を移管し、他の文化施策や地域振興施策と併せて、市長部局で一元的に執行することが望ましいと考えられますことから、これら2つの事務につきましても、市長にその権限を移管しようとするものでございます。

次に、(2)「事務の適正化及び効率化」についてでございます。問題点といたしまして、現状におきましては、補助執行の根拠が規則に明文化されていないことなど、適用関係が不明瞭であることや予算執行等における事務の複雑化などの問題がございます。そこで、これらの関係する例規について一体的な再整備を行おうとするものでございます。

次に、3番目の「今後のスケジュール」でございますが、本日の教育委員会定例会において報告させていただいた後、関係条例の改正に係る議案を12月定例議会に提出する予定でございます。その後、令和7年1月から3月にかけて、規則、要綱等条例以外の関係例規の整備を行いまして、令和7年度当初より運用を開始したいと考えております。説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松畝委員) 資料2ページ目の1番上に、移管可能な事務として「図書館、博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること。」及び「文化財の保護に関すること。」とありますが、

現状の業務の流れからして、実質的には市長部局で取り扱っているもので、それを改めて定義付けているということではよろしいですか。それと、もう1点ですが、ここにある図書館、博物館に関しては、社会教育上のところに当てはまってくると思いますので、その管理が及ぶ範疇のイメージとしては、ハードとソフトで言うと、ハードの部分の管理等を指していると考えているのですけれども、社会教育に関して、例えば図書館の関係で言うと、読書習慣であるとか、その取組というのは、教育委員会では取り扱われるというところは変わらないのかについて、お聞かせ頂きたいと思います。

(参事兼教育総務課長) まず1点目の御質問についてですが、現在は、「図書館、博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関する事」と「文化財の保護に関する事」につきまして、教育委員会に権限を残した状態で、市長部局の補助職員として、それぞれ、地域振興部と文化スポーツ部の職員が補助執行をする形で担わせていただいております。権限を市長に移管させていただこうとするわけですので、権限が移ることで、市長部局で全てが完結するという形になってまいります。

続きまして、2点目の図書館、博物館、公民館の設置、管理及び廃止についてですが、委員がおっしゃるとおり、この部分は、いわゆる施設のハード面に関する部分のみでございます。

(下古谷委員) 個人的には、一元管理により合理化していくことは大賛成です。ただ、先ほど松嶋委員が言われたような部分の問題点等はクリアしていただき、そして、今後の流れとしては、DX化など色々とあろうかと思います。それらのデジタルに対応していくところでも、一本化して進めた方が、責任の所在の面で管理がしやすいと思うので、できるだけシンプルで分かりやすい手段のほうに移行することは賛成でございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「学校再編準備委員会の進捗状況について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、報告事項の4ページを御覧下さい。「学校再編準備委員会の進捗状況について」でございます。合川、天名、郡山の小学校3校による学校再編について、準備委員会の進捗状況を報告させていただきます。学校再編準備委員会の各専門部会の開催状況につきましては、先月の定例会以降、総務部会とPTA部会を開催しております。まず、総務部会でございますが、9月3日に第3回総務部会を開催し、「新たな小学校」の校名募集要項について、最終の確認を行いました。校名募集については、市議会9月定例議会に、学校設置条例の一部改正を提案しております。条例の改正内容は、先月の定例会に提案をさせていただきましたが、3小学校を令和8年3月31日をもって廃止し、4月1日に、(仮称)新たな小学校を設置するという内容でございます。この条例改正案が承認

された後、校名募集を行いたいと考えております。5ページの校名募集要項を御覧ください。募集期間については、来月10月7日から11月6日までとし、広報10月5日号に併せて、チラシの折り込み、地区回覧での周知を行います。また、別途、児童には児童用の応募用紙を配付いたします。応募資格については、合川、天名、郡山小学校区の児童、保護者、地域住民としております。応募方法については、二次元コードから応募フォームでの応募、または、応募用紙に必要事項を記入の上、応募箱への投函、郵送、持参としております。選定方法については、募集締切り後に、総務部会において10点ほどに選定し、その後、3小学校の児童の投票により、数点に絞り込み、再度、総務部会において確認を行い、教育委員会へ報告する校名候補を決定する予定でございます。校名候補については、教育委員会で協議をいただき、来年2月定例議会に、新しい校名について条例改正の議案を提出させていただきます、正式に校名が決定する運びとなります。

続きまして、資料4ページ、PTA部会でございますが、9月5日に第2回PTA部会を開催しております。内容として、①新PTAの組織体制、会則等についてでございますが、前回、各小学校PTAの組織体制や活動などについて洗い出しを行い、今回、整理を行った上で、新PTAの組織体制、会則等について、事務局から一例を提示いたしました。委員からは組織体制について、これを機会にスリム化も図るべきという意見や地区委員の考え方が合川、天名、郡山と広範囲となることから、検討していく必要があるとの意見がありました。続きまして、②新PTAへの繰越金についてでございますが、各PTAの繰越金の全額を繰り越すケースや、児童一人あたりの金額を決め、各小学校の児童数分の金額を繰り越すケースなど、他市町の事例についてお示しをいたしました。PTAは、教育委員会とは別の組織となりますので、あくまで事務局から一例を示させていただき、今後は各小学校PTAで検討いただき、その後、3校のPTAが集まって協議いただくこととなっております。続きまして、③体操服等の学用品の取扱いについてでございますが、体操服については、学校側でも協議し、新たな負担が生じないよう指定は設けない方向で決定いたしました。その他の学用品については、3小学校が主体となり、協議、決定していくこととしております。

次に、「2. 今後の会議開催予定」でございますが、第3回通学・安全部会を今月9月30日に開催する予定でございます。これまでの地域や保護者の意見も踏まえ、先月8月に、事務局において、鈴鹿警察署との協議やバス事業者へのヒアリングを実施し、道路交通法上の問題点やバス事業者側の視点から意見を伺っております。これらを取りまとめまして、運行ルート、乗降場所を提案したいと考えております。今後も進捗状況につきまして報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松寫委員) 5ページの校名案募集のチラシにある選定方法について確認ですが、「応募され

た校名案は、学校再編準備委員会において選定し…」と記載されています。ここの選定については、例えば同じ名称の校名が多数あった場合は、それが優先されるというような、前提条件みたいなものはないということによろしいですか。

(参事兼教育政策課長) 多数の応募があるということも集計させていただくのですが、応募用紙には、校名案に理由を書いてもらいますので、そちらのほうを考慮して選定させていただきたいと考えております。

(松嶋委員) いらぬ心配かもしれませんが、例えば、家族4、5人でそれぞれが、同じ名前を応募するというケースもゼロではないのかなと思いましたので、そのあたりを懸念した次第です。そうすると、抛り所となるのは、応募条件にあるように、校名に込めた思いや理由になると思います。これは意見ですけれども、「新たな小学校」でどんな子どもたちが育まれていくのかというところを一言添えると、おふざけをしたような校名案は出てこないのかなと思いますので、意見として提案させていただきます。

(教育長) 貴重な御意見を頂きましたので、そのあたりも検討していただきながら、よろしくをお願いします。

(笠井委員) 4ページの「(2)PTA部会 ③体育服等の学用品の取扱いについて」のところで、新たな負担が生じないように、指定の体操服は設けない方向で決定とあります。そもそも市内の小学校において、各学校で体操服、上履き、体育館シューズなども、それぞれの学校によって指定が違うのですか。また、それらを購入するときに、特定のところが入札みたいな形で、購入する場所が決まっているのかどうかについて教えていただけましたらと思います。

(参事兼教育政策課長) この3校についてですけれども、体操服が指定の学校は1校、全く指定のない学校が1校、色など一部を指定しているような学校が1校となっており、3校でばらつきがありましたので、PTA部会において協議をしてもらった結果、費用的な面も含めまして、最も負担が生じない「指定なし」という方向になった次第でございます。

(教育委員会事務局参事) 補足ですが、市内小学校の体操服は、各学校にて決めています。指定するところもあれば、色だけ指定というところもあります。最近では、アレルギーの関係などで、ポリエステル素材ではなく、綿素材でという児童もいますので、白色であれば、Tシャツ、ポロシャツでもよいとしている学校もあります。指定している場合には、一般の店舗では売られていませんので、特定の店舗にて注文し、生産された後に購入することになります。そのような学校が市内に数校ございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項３番目の「中学生ピロリ菌検査実施について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項「中学生ピロリ菌検査実施」につきまして、８月２７日（火）に開催されました第８回検討委員会の内容について報告申し上げます。資料７ページを御覧ください。検討委員会では冒頭に、今年度の実施につきまして、地域医療推進課から進捗状況の報告がありました。７月１６日（火）に、市内在住の中学２年生宅に通知を発送し、７月３１日（水）までに９１５件の回答が提出されました。その内、検査希望が８７０件で、８月２５日（日）には、採尿キットの発送を終えたとの報告でございました。その後、資料（２）にありますように、今後の予定について確認された後、「（３）その他」の１つ目として、医師会の吉村先生から中学３年生を対象に実施をしている佐賀県の実施結果について、情報提供いただきました。吉村先生のお話では、佐賀県知事が検査の導入に積極的で、除菌・治療費まで公費で負担しているということでございます。また、受診率は、回を重ねるごとに上昇したという御報告でした。その後、地域医療推進課から、令和７年度も本事業を継続していく方向である旨の話があり、令和７年度実施に向けて、医師会の先生方から２つ御意見がございました。１点目として、二次検査開始を早めること。それに伴い２点目として、一次検査も９月実施から６月実施に早められないかという御意見が出されました。また、前回に引き続き、医師会から地域医療推進課に対し、除菌・治療費の助成について要望が伝えられました。説明は以上でございます。

(笠井委員) 私もちらの会議と一緒に参加させていただいておりますので、少し補足をさせていただきますと思います。まず、市内の中学２年生１,８００人へ通知を発送しまして、約半分の９１５件の提出があり、その内の８７０件が検査希望であったことについては、予想よりは随分少なかったというのが、先生方が持たれていた実際の印象でした。案内を出して９割近くの方が検査を希望、実施するというところで、１００％を目指している自治体もある中で、「初年度というところで少なくなった。」という御意見や、「今回、学校検尿とは切り離された形での運用となったことにより、検査希望者や提出者が少なくなったのではないか。」という御意見や、「一次検査、二次検査も早めた場合には、学校検尿と合わせてできないのだろうか。」という御意見も出ていました。実際には、佐賀県の例だけでなく、その他の自治体の話も出ておりました。例えば、四日市市では、学校検尿と合わせて実施しているとのことで、そういった自治体も実際にあるものですから、せっかくこういった事業を立ち上げたので、できましたらたくさんの方に御興味を持っていただいて、検査を受けていただくとするためには、どのようにすればいいのかということを教育委員会としても情報共有し、話し合いをしていくといいのではと思いましたので、少し補足的に話をさせていただきます。

(学校教育課長) 先ほど、笠井委員からお話にありましたように、近隣では、亀山市や松阪市においても、学校検尿と合わせて検査実施をしているという状況もございました。本市としても、市の事業としてやっていくということですので、学校の考えなどもしっかり聞きながら進めていきたいと思っております。

(下古谷委員) 1,800 人を対象として通知し、約半分が回答として返ってきたということですが、残りの半分は、受けたくはないから特に返さなかったという判断なのでしょうか。それとも、ただ面倒であるため、やめたということなのでしょうか。

(学校教育課長) 検討委員会で話題に挙がっていたのは、「案内を発送してから回答までが 2 週間であり、その期間が短かったことが率の低さに繋がっているのではないか。」ということでしたので、しっかりと募集の期間も長く確保するというのも 1 つ対策として必要であるというような話がありました。それともう 1 つ、その周知がどこまでなされていたのかなという話もありました。これは、佐賀県の例にもありますように、やはり回を重ねるごとに高まっていくと考えられておりますが、その周知の部分も 1 つの課題であると思っております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 4 番目の「令和 7 年度幼稚園・小中学校の 4 月当初の予定について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項「令和 7 年度幼稚園・小中学校の 4 月当初の予定」について、説明申し上げます。資料の 8 ページを御覧ください。まず、令和 7 年 4 月 7 日(月)を臨時休業日に設定することについて、報告説明いたします。学年始休業日につきましては、現在、「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」におきまして、4 月 1 日から同月 5 日までと定めております。4 月 1 日以降、始業式までの期間、教職員にとりましては、新年度の学校教育活動を円滑に進める上で、重要な準備期間となっておりますが、年度により、日数が左右する状況でございます。この状況を解消すべく、現在、学校教育課におきまして、検討を進めているところでございますが、令和 7 年度につきましては、鈴鹿市立学校の管理に関する規則第 4 条「(7) その他委員会の必要と認める日」に基づき、令和 7 年 4 月 7 日(月)を臨時休業日とし、5 日間の準備期間を確保するものでございます。この設定は、教職員にとって有効なだけでなく、児童生徒にとりましては、昨年度の振り返りや、新年度に向けた目標設定を行い、各自の強み、弱みに応じた復習や、予習の機会等の充実が見込まれるものと考えております。なお、令和 8 年度以降につきましては、業務時間の更なる確保に向け、学校の意見も踏まえながら、規則改正も含め、1 年間を見通した見直し・

検討を進めてまいりたいと考えております。学校教育課からの報告は以上でございます。

(教育指導課長) 続きまして、令和7年度の入園式及び入学式について、報告いたします。同じ資料を御覧ください。幼稚園の入園式の期日につきましては、令和7年4月10日(木)午前10時から、会場は各幼稚園で行います。小学校の入学式の期日は、令和7年4月9日(水)午前10時30分から、会場は各小学校でございます。中学校の入学式の期日は、令和7年4月9日(水)午後1時30分から、会場は各中学校で行います。なお、開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合もございます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(服部委員) 個人的な意見ですけれども、ありがたいなと思って聞かせてもらっていました。この時期の学校現場は、もう、「超」がいくつ付いても足りないぐらいの多忙な時期であり、クラス替え、教室移動といったことだけではなく、学校における学校経営も全ての分野で1年間のことを決めなければならないという時期ですので、仮に、4月2日、3日、4日のいずれかが土曜日でしたら、2、3日間で全てを決めて、そのまま1学期に突入しなければならないという本当にせわしい時期となります。今までは6日が始業式でしたので、7日が臨時休業日となることで、2日分の余裕を持たせてもらえるということでしょうか。

(学校教育課長) 今年度と同様に、5日間の準備期間が確保できるということになります。

(服部委員) 令和8年度以降は、学校の意見も踏まえながら検討いただけるということを学校教育課長から御説明がありましたので、本当に現場の先生方、子どもたちにとっても、スムーズに1学期に入っていけるような日程を組んでいただくことは、素晴らしい取組であると思いました。確認ですが、キッズウイークとは違い、お休みとした分の振替はしないということよろしいでしょうか。また、臨時休業日には、先生方は年次休暇を取得されるのでしょうか。

(学校教育課長) 前後しますが、まず、先生方のお休みについては、年次有給休暇の取得で対応することになります。1つ目の御質問については、やはり標準授業時数の確保ができるかどうかということでございますが、令和5年度の実績を見ておりますと、中学校3年生であっても、まだ余裕がございますので、来年度に1日、臨時休業を設けましても、標準授業時数の確保は可能でございます。

(下古谷委員) 先ほど言われた標準授業時数というのは、これだけ授業をしなければならぬという時間が満たされるということですのでよろしかったですね。私の経験からすると、月曜日に1日休みを増やしてしまうと、今の状況ですと、必ずどこかで別の日を入れなければ満たされないという状況ですので、それが小、中学校であるとまだ余裕があるということですね。

(教育長) 先ほど学校教育課長も申しましたとおり、来年度は、長期休業日も含めた規則の改正に向けて、学校教育課が中心となって取り組んでまいりますので、お知りおきいただければと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「鈴鹿市における小中一貫教育ビジョンの策定に向けて」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の5番目「鈴鹿市における小中一貫教育ビジョンの策定に向けて」、説明申し上げます。9ページを御覧ください。本日御覧いただくのは、イメージ図です。今後の方向性を共通理解するために作成したものですので、後ほど御不明な点や御意見をよろしくお願いいたします。これまで本市においては、幼稚園から小学校、小学校から中学校への円滑な接続をめざして、各中学校区単位での幼小中連携に力を入れてまいりました。定期的な校区校園長会や夏季休業中の合同研修会など、各校区で工夫しながら取組を進めております。しかしながら、これまでも課題としてまいりましたように、本市においても全国的な傾向と同様に、不登校児童生徒数やいじめの件数が増加しております。学力も本年度の全国学力・学習状況調査の結果は、やや改善が見られましたが、今後も継続的な取組が求められます。これらの現状を打開するために、日本の学校教育で長く続いてきた一斉指導を見直し、子ども主体の授業づくりに取り組み、教員はあくまでも伴走者として寄り添う授業スタイルへの転換が必要であると考えます。

このように、主体性をもって行動できる子どもの育成をめざして、より良い教育を実現するために、幼小中連携からさらに進んだ、小中一貫教育に取り組むことといたします。幼小中連携が情報交換や交流が中心であるのに対し、小中一貫教育は、9年間あるいは幼稚園を含めた12年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うものです。中学3年生までに、子どもたちにどんな力をつけて卒業させるかを中学校区で共有し、それに向けたカリキュラムを設定します。例えば、そもそも教科書は系統的に学びを積み重ねられるよう作成されておりますが、小中学校の教員がお互いの教科書を見て、系統性を確認したり、同じ内容でどのように扱いが違ってくるのかなどについて学び合ったりして、意識して指導することが考えられます。また、教科にとどまらず、総合的な学習や人権学習などについても、発達段階や中学校区の状況に応じ、どんな学びを設定し、どんな力を育むかを踏まえて、カリキュラムを検討していきます。重ねて、お互いの校種の授業を参観し、育ちの様

子を把握し、その上に積み上げる学習活動を工夫したり、進学先の授業を参観して、進学までのサポート内容を工夫したりするといったことが考えられます。

以上を踏まえ、鈴鹿市の小中一貫教育がめざす方向性として、第1回の総合教育会議でも御討議いただきました、自分で考え、自分で学び続けることができる「自律した学習者の育成」を掲げております。それぞれの学校段階の違いを教職員がお互いに理解し合い、幼稚園だけ、小学校だけ、中学校だけの範囲で子どもの育ちを考えるのではなく、就学前の2年あるいは3年と義務教育9年間の11年から12年で子どもたちを育てるのだという意識改革を図り、学習及び生活の両面での教育効果を上げていく必要があります。具体的には、1つ目に、指導方法を転換した「複線型」授業スタイルの導入や非認知能力の育成、2つ目に、就学前教育施設とも連携しながら、多様な子どもを支援し、居場所を保障する取組、3つ目に、地域の特色を生かした地域学習やキャリア教育の充実、そして4つ目に、これらの取組を支える教職員の連携や保護者・地域等との連携です。これらの取組を各中学校区で推進し、鈴鹿市総合計画2031に合わせて令和13年度末までに、全中学校区の小中一貫教育の充実を図ります。また、小中一貫教育をより効果的に進めるためには、義務教育学校や併設型小中学校というように、小中一貫教育制度を活用することが考えられます。義務教育学校は、9年間の学校で1人の校長のもと、1つの教職員組織があり、教員は原則、小・中学校の両方の免許状を保有しています。併設型小中学校は、小学校6年間、中学校3年間の学校でそれぞれの学校に校長と教職員組織があり、教員は所属する学校の免許状を保有しています。義務教育学校、併設型小中学校ともに、施設としては、1つの建物である施設一体型、同じ敷地内で異なる建物を使う施設隣接型、異なる敷地にある別々の建物を使う施設分離型の3種類があります。現在、令和14年度を目途に検討されている天栄中学校区の再編は、例としてお示したように、施設一体型の義務教育学校が想定されています。義務教育学校は、これまでの学校の小学校6年間、中学校3年間のような6－3制だけでなく、前期4年、中期3年、後期2年の4－3－2制など、学年段階の区切りを柔軟に行うことができます。また、9年間の児童生徒の異学年交流が期待できます。さらに、新規校舎を建築する場合は、学習内容によって教室内の備品の配置を変えられることができたり、地域の方と交流しやすいスペースを設けたりするなど、柔軟な校舎や教室環境を検討することが可能です。

以上のような、今後鈴鹿市がめざす小中一貫教育とその具体的な取組内容、義務教育学校の特徴を踏まえて、今後、天栄中学校区を検討基盤とした「小中一貫教育ビジョン」の作成を行います。適宜、天栄中学校区の校区校長会や研修長会議等でも御意見をいただきながら作成し、12月の教育委員会定例会にて、一度途中経過を報告します。さらに、2月の定例会にて委員の皆様にご協議いただき、本年度末に「小中一貫教育ビジョン」として策定していきたいと考えております。この天栄中学校区を検討基盤とした「小中一貫教育ビジョン」は、令和14年度の開校をめざす義務教育学校の基本構想となることも想定しております。なお、資料には施設分離型の併設型小中学校の図も参考に載せてあります。最後

に、課題として挙げられることとしまして、若松小、愛宕小のように、現在2つの中学校へ分かれて進学しているケースについて、ひとつの小学校からは全員が同じ中学校に進学できるようにすると、より小中一貫教育を推進しやすくなると考えております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 教科書について御質問させていただきたいのですが、先ほどの説明にありましたように、小学校から中学校にスムーズに移行するということで、小学校、中学校の時に、それぞれ使用する教科書の互換性を見ながら選んでいくことになると思うのですが、今現在、教科書を選定する中で、スムーズな移行であるとか、その互換性を見ているのでしょうか。2点目の質問ですが、市内で義務教育学校とそうではない学校が分かれることになっても、教科書は、同じものを使っていく方向性でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長) 2点目の御質問についてですが、教科書は市内で同じものを使っていくことになります。1点目の互換性についてですが、教科書の内容について、例えば、中学校であっても、小学校の何年生でこういう勉強しているということは、それぞれで分かっているのですが、実際にどのように指導しているのかというのは、なかなか把握できない状況にあります。現在、小、中学校が同じ中学校区で校長会を実施することで、それぞれが連携していくということになっていますが、詳しく把握することは難しい状況ですので、それが小中一貫教育になると、具体的に把握しやすくなると考えています。

(下古谷委員) 義務教育学校の開校は、楽しみであります。資料3番に記載があるように、特色あるカリキュラムというような形になってきますと、出だしの教育理念や教育目標が、ほかの学校と違ったものになってくると思います。当然、学習指導要領は踏まえた中での変化であると思いますが、やはりその教育理念や教育目標というのが、カリキュラムなどにも反映され、義務教育終了後に、社会に出たり、高校、高専等に進学したりする中で、現在の社会が要求している力がつくような教育目標や教育理念などが新たに組み上がってくるとよいと思っているので、期待しております。

(教育指導課長) 今までは、小学校での目標、中学校での目標ということで、それぞれであったのですが、小中一貫教育をすることにより、9年間の義務教育終了後に、どんな子どもを目指すのか、どんな子どもの姿になっているのを目指すのかということに繋がっていくかと思いますので、社会に出て本当に必要となる力が付けられるように、一丸となって努めてまいります。

(教育長) 卒業後にグローバルな世界で生きていくためには、非常に重要なことであると思いますので、そのあたりを目標として「小中一貫教育ビジョン」を作っていきたいと考えております。

(服部委員) 開校に向けた準備が大変である中で、頑張っているなと思いながら、説明を聞いていました。質問ですが、小中一貫になると、資料の下表にあるとおり、先生方は、原則的には、小、中学校の両方の免許状を持っていることと書いてありますが、教育指導課長が言われたように、柔軟な学年段階を区割りするとなると、両方の免許を持っていることが適しているとは思いますが、先生方の異動のことなども含めて、今後、検討していくことであると思いますが、原則として両方の免許を取得しているのが望まれるのか、いずれかの免許であっても小中一貫校に異動できるとか、そのあたりいかがでしょうか。

(学校教育課長) 文面どおりで、あくまでも原則ですので、やはり色々なパターンもあるかと思いますが、そこは今後、県教育委員会と調整していくところであると思います。何よりも、どういう学校を目指していくかが基になってくると思いますので、そのあたりを踏まえつつ、原則的なところと向き合いながら、教員配置をしていきたいと考えています。

(松島委員) 下古谷委員が言われたことに関連するのですが、小中一貫の義務教育学校ということで、これまでの連携の形とは違い、その軸となる理念、考え方の中心になる拠り所が必要であると思います。そうしたときに、資料にて黄色で書かれている「鈴鹿市がめざす小中一貫教育～自律した学習者の育成をめざして～」というところをベースとしていると思いながら読んでみると、学業でありますので学習が意味するところで、学力面のところは分かりますけれども、やはりこの9年間の中で身体的、精神的な成長というところも、今までの6年・3年というくくりではなく、9年という形で子どもたちを育ていくということの観点から、これまでと違うような何か特色あるカリキュラムやポイントが導けるのではないかと思います。

現在、教育振興基本計画に「ウェルビーイング」の文言があえて使われていると思いますので、身体的、精神的、外部環境との関わりにおいても、この9年間というのは、社会に出るための基礎ベースの発育、成長を築き上げる期間であると思いますので、「ウェルビーイング」の観点を踏まえたビジョンのところで反映していくと、すごく分かりやすく、見えやすい形になるのではないかと思いますので、意見として出させていただきます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項6番目の「第31回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会及び第30回重要無形文化財保持団体秀作展『日本の伝統美と技の世界』について」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、続きまして報告書の6番目「第31回全国重要無形文化財保持団体協議会鈴鹿大会」及び「第30回重要無形文化財保持団体秀作展『日本の伝統美と技の世界』」について説明申し上げます。以下、全国重要無形文化財保持団体協議会を「全重協」、重要無形文化財保持団体秀作展を「秀作展」と略します。10ページを御覧ください。令和6年10月17日(木)に第31回全重協鈴鹿大会が開催されます。伝統工芸技術の保存と伝承に向けて取り組むため、16の国重要無形文化財保持団体と24の関係市町村によって構成される全重協の関係者が全国から一同に本市に集います。重要無形文化財とは、文化財保護法に基づく、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものであり、人間の「わざ」そのものです。なお、本市においては、伊勢型紙技術保存会が国によって重要無形文化財保持団体に認定されています。詳細については別添資料のとおりでございますが、17日午後から開催されます記念講演については、一般聴講が可能な事業でございます。また、10月17日の午後3時40分から、津市にあります三重県総合博物館において、秀作展のオープニングイベントとしてテープカットを行います。秀作展の一般公開は、10月18日(金)から27日(日)までで、週末には4つの保持団体による実演も行います。秀作展は全重協の総合的な作品展として、作品展示及び製作実演を広く一般に公開することによって、伝統工芸技術の普及促進を図るために開催するもので、皆様には、この機会に陶芸、染織、漆芸、和紙など、伝統に基づく卓越した技と美の世界に触れていただきたいと考えております。また、10月19日(土)、20日(日)には色鍋島と伊勢型紙、26日(土)、27日(日)には輪島塗、本美濃紙、伊勢型紙の製作実演を行います。我が国が誇る伝統工芸技術の製作工程の一部を間近に観ることができる貴重な機会ですので、是非、機会がございましたら足をお運びください。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和6年10月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年10月教育委員会定例会でございますが、令和6年10月22日(火)午後1時30分から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年10月教育委員会定例会を令和6年10月22

日（火）午後 1 時 30 分から教育委員会室において、開催することにいたします。

（教育長）以上をもちまして令和 6 年 9 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

（教育長）さて、定例会の終了に当たりまして皆様に 1 つ御報告がございます。本市教育委員会の教育委員であります、下古谷委員が 9 月 30 日をもって任期満了にて退任されることとなりました。下古谷委員におかれましては、平成 24 年 10 月から委員を務められ、本市の教育行政に大きく貢献されました。本当にありがとうございました。それでは、一言、御挨拶いただければと思います。下古谷委員、よろしくお願いいたします。

（下古谷委員）それでは改めまして、多分なる御紹介を頂きましたけれども、私は自分ではそれほど貢献できたとは思っておらず、むしろ私のほうが勉強させていただいたと思っています。印象に残っているのが、12 年前に初めて教育委員になり、教育委員会制度というものがあるのだというところから始まりました。当初は、旧教育委員会制度でしたので、その当時に、「来年、委員長をお願いします。」と言われたときには、「はい、分かりました。」と何も知らなかった時でした。そうすると、「委員長になると、市議会とかにも出てもらうことになります。」と言われ、何回か出させていただいたりしました。そして当時には、視察として、今話題に上がっておりますような一貫教育として、東京方面の先進校や京都、福井にも行かせていただきました。先進的な取組をしている学校というのは、やっぱり違うなと当時すごく感じました。私は考えの古い方でしたので、新しいことを取り入れていくことをやりたいと思っても、どちらかというと保守的なところがございました。でも、色々な所を見て、勉強させてもらおうと、やはり変えなきゃいけないところは、変えていかなきゃいけないということが分かり、学ぶことができました。そして、今日も議題に挙がっておりました義務教育学校のところでありましたように、「非認知能力」、「シビックプライド」、「ウェルビーイング」、「コンピテンシー」とか、片仮名で書くような言葉が非常に多くなってきて、おそらくそれを知らない教員も未だにいるのではないかと思います。やはり、これからどんどん新しい教育をしていかなければならないという時に、先生方が学ぶのに、時間的な余裕がない状況にあると思いますので、ぜひ、働き方改革、教員の時間を作ってあげてほしいと思います。新聞などでは、新しく先生になられる方は、授業を 2 割ほど減らした指導体制としていくと書かれていますので、特に、教育委員会の中で、上に立つ方々のルール引きが本当に大事であると思いますので、ぜひ若い人を導いてあげて欲しいと思っています。偉そうなことを言っているわけではなく、自分自身が実感しております。教育というのは、特に小さい時の子どもたちは素直ですので、本当にやったら、やった分だけ返ってくると思いますので、やっぱり小学校、中学校の時が大事ですので、しっかりとやっていただきたいと思います。たわいない言葉ですけれども挨拶にかえさせていた

だきたいと思います。

(教育長) ありがとうございました。長い間、本当にお疲れ様でした。また、本市の教育のため、子どもたちのために御尽力いただき、誠にありがとうございました。下古谷委員のこれからのご健康とご多幸を心からお祈りいたしております。

では、本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

9月教育委員会定例会終了 午後2時55分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 服部 直美